平成２２年（フ）第２３５号
高知県香南市野市町母代寺498番地10
債務者　金田　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５０号
高知県香美市土佐山田町833番地18
債務者　井手　直美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７２号
高知市北竹島町29番地１　市住１号棟77号
債務者　北代　榮子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２７５号
高知市神田226番地　ビーンズフラットⅢ・303
債務者　山中　美賀
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８２号
高知市種崎39番地26
債務者　田中　典代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８６号
高知市山手町24番地
債務者　林　　敏彦
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９２号
高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―103
債務者　鵜川　雅代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３００号
高知市吸江239番地　リバーサイドハイツ105
債務者　岡本　槙子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３０１号
高知市愛宕山南町11番３号
債務者　大石　佐知
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２１号
高知市塩屋崎町１丁目12番８号　石川アパート
債務者　宮上眞智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６号
佐賀県唐津市旭が丘１番27号　ハイツトマト102号
債務者　八島　浩一
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第６０号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3613番地
債務者　渡邊　文久
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１２５５号
名古屋市中区富士見町13番22号　ファミール富士見1405号
債務者　藤田　美穂（旧姓手嶋）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
福島県いわき市常磐湯本町傾城40番地　常磐興産株式会社東区アパート３―４
債務者　大森　康雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０８号
福島県双葉郡浪江町大字川添字南上ノ原97番地１　田中住宅３号
債務者　牛渡　吉樹
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１６５号
熊本市保田窪４丁目10番74号
債務者　糸山ひろ子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４１号
熊本県合志市幾久富1909番地814　コーポ武蔵野台101
債務者　田中　和江
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２９３号
熊本市健軍本町９番６号　荘林ハイツ102号
債務者　藤本　美和
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部